

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間及び 39 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、同年 5 月に夫と同居してからは、夫が夫婦分の保険料を地区の班長に納めていたので、申立期間に係る私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの期間について保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区に納付組織が存在し、国民年金委員が国民年金保険料を集金していたことが、申立人の夫の証言により確認することができる。

加えて、社会保険事務所が管理している特殊台帳によって納付日が判明する期間については、夫婦が同一日に保険料を納付していたことが確認でき、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと考えられるところ、申立期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みであるのに対し、申立人の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

このほか、申立期間③直後の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までに係る保険料の納付について、市町村の国民年金被保険者納付記録票では未納とされている一方、社会保険庁のオンライン記録では保険料は納付済みと記録されており、納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 113

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの保険料の納付が確認できない旨の回答を受けた。
私は、15 歳から親元を離れて他の市町村にある製造所において住み込みで働いていた。集落で保険料を集金する人から「年金は掛けないといいない。」と言われて、昭和 37 年ごろ国民年金に加入し、事業所で集落の集金人に毎月 100 円の保険料を納付していたので、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 12 月 13 日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、36 年 5 月にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提とした場合、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となることから、特例納付や過年度納付による方法以外では国民年金保険料を納付することができないが、申立人からは、これらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

また、申立人は、住み込みで働いていた事業所で集金人（以下「納付組織」という。）を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立期間の国民年金保険料は過年度納付による納付方法となることから集金人は取り扱えず、ii) 申立人の申立期間当時の住所が出生地にあったことから、他の市町村に所在する当該事業所の納付組織では納付することができない。

さらに、昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までの期間に係る国民年金手帳

記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 114

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から52年3月まで

私は、i) A市B町の自営業店に住む女性から国民年金への加入を勧められたこと、ii) 私の仲間が、申立期間当時、同店で国民年金に加入し、保険料を当該女性に支払っていると聞いたことから、昭和47年1月に、当該女性に対して国民年金への加入意思を伝えるとともに、申立期間に係る保険料を毎月300円から400円ほど支払っていた。

私が社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間に係る保険料が未納となっている旨の回答を受けたが、保険料を支払っていた私の記憶とは異なるので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年1月にA市内で自営業店を営む（納付組織の）女性に対して国民年金への加入意思を伝え、申立期間中は当該女性に毎月300円から400円ほどの保険料を支払っていた。」と主張しているところ、市への照会結果により、申立人が申立期間当時居住していた地域に納付組織が存在していたことが確認できるが、納付したとする保険料額が実際の保険料額と相違しているほか、社会保険庁が保管する国民年金記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村の住民情報オンラインによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月27日に払い出されており、47年1月にさかのぼって資格取得したことが確認できる。

また、この払出日を前提とした場合、申立期間の保険料については、特例納付や過年度納付による方法以外では納付することができないが、これらの納付方法に関しての具体的に申立てが無い。

さらに、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月4日から32年2月20日まで
② 昭和32年4月3日から37年3月31日まで

平成20年5月のねんきん特別便の送付により社会保険事務所で記録を確認したところ、申立期間①及び②について脱退手当金が支給されている旨の回答を受けた。

申立期間当時、私は、市外へ住居を移転しており、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことが無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険記号番号索引簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年3月の前後（昭和36年4月から38年3月までの期間）に資格喪失した者13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、資格喪失日から6か月以内に12名の脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和37年11月6日に支給決定されているほか、申立期間①及び②に係る被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所等へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から61年4月1日まで

私は、A職場に勤務し、昭和60年3月31日に退職後、引き続き1年契約の嘱託で4年間、相談員として同職場に勤務した。

昨年春に届いた「ねんきん特別便」に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が漏れていたため、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間当時の辞令を提出するので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A職場に非常勤職員として勤務していたことは、申立期間当時の任命辞令の写しにより確認できる。

しかし、当該事業所から提出された「保険加入の理由」によれば、業務の内容が濃密化し、勤務時間を従来より延長して対応する必要があり、業務が本格化する昭和61年度から付随して社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入し生産振興を図る旨が記載されていることから、当該事業所は同年度以降、非常勤職員を厚生年金保険に加入させたものと考えられる。

また、社会保険事務所に保管する当該事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も見られないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月14日から32年7月6日まで
年金裁定請求時に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和30年1月14日から32年7月6日までの間、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受けた。

A株式会社（申立期間当時勤務していたBを承継）の発行した給与証明書に就職年月日が昭和30年1月14日と記載されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にBで勤務していたことは、当該事業所を承継したA株式会社が昭和51年10月5日に発行した給与証明書に「就職年月日 昭和30年1月14日」と記載されていることから確認することができる。

しかし、申立期間当時の申立人の同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、入社して1年以上経った後に厚生年金保険に加入している状況が確認できるなど、事業主が入社したすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない実態が見受けられる。

また、当該事業所が昭和53年10月26日付けで厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認しても申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号にも欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当

する記録も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。